

第5回

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会

平成29年2月13日（月）午前10時から
川崎市役所第3庁舎10階企画調整課会議室

午前10時00分開会

○山崎課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第5回川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会を開催させていただきます。私は本日の司会を務めます市民文化局コミュニティ推進部区政推進課の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立って幾つか事務連絡をさせていただきます。

初めに、本日の会議は公開とさせていただきます。傍聴及びマスコミの方々の取材を許可しておりますので、御了承ください。

また、本日の会議録ですが、事務局で作成して、委員の皆様にご確認いただいた上で公開の手続きを進めさせていただきます。また、本日は会議録の速記事務を委託しております澤速記事務所の方も同席しておりますので、あわせて御了承ください。

次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に本日の次第、2枚目が座席表、3枚目が委員の皆様の名簿になっております。さらに別冊になっておりまして、資料1、川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会報告書（案）でございます。

資料については以上ですが、不備などございますでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。ここからは会長に議事進行をお願いしたいと思います。名和田会長、よろしくお願いいたします。

○名和田会長 どうも皆さん、改めまして、おはようございます。今日は多分最後の検討委員会となると思います。次第に従いましてやりますが、次第と言ってもほぼ1つだけで、「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会報告書」についてということで、この報告書の案を確認するということでもあります。

この報告書（案）は、これまでの我々の議論を踏まえて事務局にまとめていただいたものであります。まず、事務局から御説明をいただいて、この報告書（案）、特に最後の第4章提言についていろいろと御意見をいただければと思います。

この報告書のこの後の取り扱いですが、今日多少御意見をいただくとしますので、それを踏まえて、もうちょっと文言を修正する等のことを御一任いただければ、私と事務局の間でやりたいと思います。そして、3月下旬に最終的に確定とさせていただきます。

ともかく、今日審議してみて、その点は最後にまた御確認いただきたいと思います。

それでは、この議題の1、報告書についてに入りたいと思います。

では、まず事務局からこの御説明をいただきたいと思います。

○金子係長 事務局の市民文化局区政推進課の金子と申します。よろしくお願いいたします。それではお手元の資料1、川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会報告書（案）に沿って御説明をさせていただきます。

まず1枚お開きいただきまして、最初に「はじめに」という形で書かせていただいております。

もう1枚お開きいただきますと、次は目次となっております、構成について説明しますと、まず第1章ということで、本委員会についての設置とこれまでの検討経過、それから項目を記載しております。

第2章は現状と課題についてで、こちらの委員会については第1回で区民会議、まちづくり推進組織について、それから第2回においては地域包括ケアシステムとの関連についてということで御説明をして、それに対する御意見をいただいたところでございます。こちらについての記載をしております。

第3章は、川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会による調査審議ということで、第3回、第4回の委員会では、これらの区民会議、まちづくり推進組織、地域包括ケアシステム、それ以外に参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみづくりについて、幾つかキーワードを設定させていただいて、それについて幅広に御意見をいただいたところでございますので、そちらの御意見を踏まえた中で、このような形でまとめております。

最後、第4章で、それらの御意見等を踏まえて、共に支え合う地域づくり及び区における市民自治の充実に向けた提言ということで、最終的に提言の形でまとめております。

その後は資料編になりますので、これまでの委員会の資料の縮小版と、川崎市自治基本条例及び川崎市市民会議条例を記載しております。

では、本編をかいつままで御説明します。1ページ、第1章、川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会についてということで、委員会の設置の経緯と所掌事務、委員の構成・任期等を書かせていただいております。

2ページには第1回から第5回の検討経過と項目を記載しております。

3ページ、第2章が現状と課題についてで、まず第1回の委員会においては区民会議の御説明をしました。現状の区民会議についてと、それを取り巻く社会状況の変化等により課題が出てきたということに記載しております。

下の表は、第5期の各区における部会及び審議テーマの一覧となっております。今年度から第6期が始まっておりますが、区によっては、まだ審議テーマ等の確定にまで至っていないとお聞きしておりますので、こちらは参考になりますので、全体がそろっている第5期の表を記載しております。

4ページ、(2)は区民会議委員の構成についてで、こちらも参考で、一度本委員会でも出してありますが、区民会議第5期の委員の構成で、公募委員の数と区長推薦、主な推薦団体を記載しております。こちらに書いていないところは一番右端、その他の団体でまとめております。各区20人以内で構成されているというところでございます。

5ページは2、まちづくり推進組織についてということで、こちらは第1回委員会で御説明しております。平成29年3月現在ということで、こちらの5行目ですが、幸区、麻生区については、別組織において市民活動の活性化を図ることや中間支援機能等を担うこととして発展的解消を行ったために存在していないということで、5区で現在存在している

ものでございます。

その下に(1)区民会議との関係性と(2)区民会議開始後の運営ということで、委員会で説明したことを取りまとめ、要約して記載しております。

6ページへ行って、平成29年3月現在となっておりますが、今5区にまちづくり推進組織がございますので、そちらの発足年月と委員数、それから委員の選出方法、構成のような形で一覧表にしてまとめております。

7ページへ行って、3、地域包括ケアシステムとの関連についてで、本委員会の共に支え合う地域づくりを検討するという点については、やはり福祉系の取り組みが中心とはいえ、地域の課題を解決して暮らしやすい地域社会を目指すということであると、地域包括ケアシステムとの関連も密接であると考えられまして、そういう意味で第2回委員会でこちらの現状の把握と、それに対する御意見をいただいたところでございます。

(1)川崎版地域包括ケアシステムの取組についてということで、こちらについて御説明したことを要約してまとめております。次の8ページまでがその部分となっております。

続いて9ページ、第3章ですが、川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会による調査審議ということで、第3回、第4回においては幾つかのテーマを、キーワードを設けて、それに対してさまざまな御意見をいただいたところでございます。

まず1つ目は、区民会議及びまちづくり推進組織についてで、(1)が区民会議、示させていただいたア、方向性案が、現行の区民会議制度における枠組を必ずしも前提とせず、参加と協働による新たな仕組みについても検討する必要がありますということです。

イ、主な意見は、かいつまんで幾つか御紹介させていただければと思います。

まず1つ目の意見が、条例で位置づけられているので意見を言うことにとっても敷居が高く、楽しいことを思いついても、こんな場で言っているのか迷うことがあった。

4つ目の意見で、区民会議はさまざまな団体の参加があり、うまくいけばとても有意義な会議である。ただ、団体から参加される委員は団体の一員として参加しているという意識が少ないように感じた。会議で解決すべき課題を見つけても誰がやるのかという段階で尻込みがあった。

続いてその下、区民会議は報告書の提出で終わってしまう。市と一緒に事業計画書を作成し、区民から意見聴取をしてはどうかと。

そこから3つ目の意見ですが、川崎市の制度は非常にかっちりしているが、地域レベルで何か具体的なイメージをする場合のずれているということが現状の課題を生んでいるという御意見がございました。

10ページへ行って最初の意見で、小さな単位の課題も区単位で調整することも大事であるとするが、仮に区民会議でそれを担うとなると活動スタイルを大きく変える必要があるとの御意見をいただいております。

(2)は、まちづくり推進組織、方向性案としては、区レベルでの中間支援機能の整備を

検討するとともに、まちづくり推進組織のあり方もあわせて検討する必要があります。

そして、イの主な意見ですが、最初の意見、理念としては、まちづくり推進組織が区民会議の受け皿の一つとされていたが、実際はそのようになっていない。

3つ目意見ですが、中間支援機能を持つまちづくり推進組織はあるが、区ごとに異なる活動をしている状態なので、市民にわかりやすいようある程度まとめていく必要はあると思う、という御意見をいただいております。

2の地域包括ケアシステムとの関連について、ア、方向性案は、区民同士のつながりづくりのほか、参加と協働により保健福祉分野の課題解決につなげていく仕組みを検討する必要があります。

イ、主な意見としては、1つ目の意見、実践ということを考えると、課題を抱えている地域は区全域ではない。小さな地域ということは地域包括ケアの取組とも非常に関連しているように思う。

3つ目意見ですが、地域包括ケアは、地域福祉の世界で言うときは、割と行政サービスだとか介護保険サービス以外のインフォーマルなサポートを持っていない人にも届くようにするという「みまもり」というときに「地域包括ケア」と言ったりもする。この「地域包括ケア」はもう少し軽く、インフォーマルだからこそだし、またそれが求められているというところのイメージで構築したほうが合っているのではないかと感じている、という御意見をいただいております。

11ページへ行って、3の参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみづくりの検討について、こちらは第3回、第4回で、次の論点を中心に議論を行いました。

(1)二層制ですが、この点線の囲いの中は、そちらの用語の考え方とか説明をそれぞれキーワードごとに書かせていただいております。

アでは同じように方向性案となっておりますが、地域包括ケアシステムの地区割りの活用等により、自分事になりやすい小さな単位でのしくみづくりを検討する必要があります。

イ、主な意見、1つ目は、地域の課題を解決するためには、政令市の区のような大きな自治体エリアの中に小さな単位での仕組みをつくっていく必要があるとの意見をいただいております。

(2)は小さな単位で、ア、方向性案は、小さな単位で課題を解決するためには、支援やコーディネートを行う中間支援機能が必要です。

イ、主な意見、1つ目は、大きな単位で考えるときに、小さな単位で困っているところが見えていないと幾ら議論しても具体化されない。自分が困っていないと、相手の困っている地域のこと知るわけもないし、考えることもできないので、小さい単位で考えることはとても必要である。

11ページ、一番下の意見ですが、小さな単位の課題を吸い上げていくことは、何か違う仕組みが必要であり、それは区民会議ではないと思う。

1つあけて、最後の意見、区民会議と小さな単位、自分事というのは結びつきづらい。ただ、住民自治を推進するであるとかコミュニティのあり方を考えるといったときには必要なキーワードであると思う。

(3)無作為抽出、ア、方向性案は、無作為抽出の手法を用いることは、潜在的に意識がある区民や、関心はあるものの参加の手法がわからない区民の参加の後押しとなります。

イ、主な意見、1つ目は、現状の区民会議は、地域活動をしている人が中心で、それをしていない人の気持ちがわからないと思う。そういう意味では、無作為抽出は参加のきっかけや活動に興味のない人への働きかけとなるのではないか。

2つあいて4つ目の意見、区民会議に参加する人は何らかの形で地域に興味がある人である。そのような興味を持っている人は区民の数%だと思う。大部分の人が普通に街で暮らしている人であり、町内会・自治会に加入する人も少なくなってきた。そのような状況でも、趣味など興味があることをきっかけとして地域のコミュニティに入りたい人はいると思う。参加を呼びかけるに当たって今までと同じ手法では拡充されないと思う、という御意見をいただいております。

(4)中間支援機能、13ページへ行って、ア、方向性案、区民が主体となった活動を行う際には、資金面を初めとしてさまざまなサポートが必要であり、その役割を期待される中間支援機能のしくみづくりが必要です。

イ、主な意見として、1つ目、実践を行う際は、区役所のちょっとしたサポートが欲しい。ただ、手厚過ぎるサポートは団体の自立を阻害するため、情報提供や関係機関とのつながり程度があればよいと思う。

下から2つ目の意見、小さな単位を中間支援組織が支援する体制にならないと市民自治の充実とはならないのではないか。この場合の中間支援組織は行政にはない柔軟性が求められる。

最後意見は、まちづくりを進めていく上で、まさに麻生市民交流館やまゆりのようなところが中間支援機能を担っていくことがよいが、例えばコミュニティカフェといった民設民営のものでもよいと思う。地域で顔の見える関係をつくっていく、今まで出会えていない人が出会うことが可能な場所が必要であると、以上、意見をいただいております。

14ページが最終的に取りまとめた提言ということになります。14、15ページと2ページにわたっておりますが、こちらについては私のほうで全文を読ませさせていただきます。

第4章 共に支え合う地域づくり及び区における市民自治の充実に向けた提言

「区における参加と協働による地域課題の解決」については、区民会議は、行政区における自治運営の一端を具体化した機関・機能として自治基本条例第22条に位置づけられています。

平成18年4月に開始された区民会議は、1期を2年の任期として、平成27年度をもって5期10年が終了し、平成28年度から平成29年度までの2年間を第6期として各区によって調査審議が行われています。

この間、東日本大震災の発生や、超高齢化社会への進展を背景にした地域包括ケアシステム推進ビジョンの策定、また、今後10年間を見据えて区役所が果たす役割（区役所像）とその実現に向けた取組の方向性について明らかにすることを目的とした区役所改革の基本方針が策定されるなど、取り巻く環境は大きく変化してきました。

こうしたことを受け、今後の参加と協働による地域課題の解決については、多様な主体の参加や具体的な課題解決に向けた実践活動が重要と考え、本委員会においては、現行の区民会議の制度に縛られることなく、市民自治の充実の観点から議論を行い、小さな単位での課題解決、無作為抽出による参加の呼びかけや、区における中間支援機能の必要性など新たなキーワードが出されています。

以上のことを踏まえ、区民会議及びまちづくり推進組織については、既存のしくみの見直しだけでは不十分と思われることから、「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ（以下「新たなしくみ」といいます。）」の検討を前提に、そのあり方について次のおり提言します。

1 参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ——四角囲いの中は、文のサマリーになります。

「区民会議の目的である『参加と協働による地域の課題解決』については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、『新たなしくみ』を検討することが必要と考えます。」

これまでの区民会議が扱う地域の課題は、特定の地域ではなく区全体を対象としてきており、例えば防災や子育て支援、高齢者といった、どちらかと言えば普遍的・抽象的なテーマを取り上げ、それぞれの期ごとに独自の観点で審議を行ってきました。

一方で、地域で生活している市民の観点に立てば、「地域の課題」とは身近な目に見える、実感できる課題であり、決して普遍的・抽象的なものではなく具体的なものはずです。

これまで区民会議の課題とされてきた「調査審議結果を具体的な事業として実行していくためのしくみづくり」や「認知度向上」等についても、市民一人一人の地域課題に対する感覚と区民会議で審議している課題とに乖離があり、市民が区民会議のことを「自分ごと」として感じられないことに原因があるのではないかと考えます。

また、区民会議委員は多様な分野や活動団体から選出されていますが、一部の委員については関心が薄いテーマとならざるを得ない場合もあり、こうした場合にも委員自身にと

って「自分ゴト」とはならない、とも考えられます。さらに、区民会議で審議した課題解決策の実践を、地域の団体（区民会議委員の出身団体であったとしても）に委ねることも、実際の現場では極めて難しいということもあります。

こうしたことから、「参加と協働による地域課題の解決」を目的とする場合、川崎市のような1区あたり20万人前後の人口を抱える政令指定都市では、現状の区民会議のように区全域ではなく、地域包括ケア推進システムの構築を踏まえながら、小さな単位（学校区や地区社協単位など）で地域の課題解決を図ることが妥当と考えられます。

さらに、実践を考えると、「調査・審議」にとどまらず、多様な地域の方々が参加し、建設的に話し合い、実践するところまでをしくみとして導入することが必要と考えます。多様な主体の参加を得るために、無作為抽出の手法などを取り入れてもよいと思います。

区民会議は、開始から第5期10年が経過しており、各区で様々な成果を上げてきた一方で、このような課題があると考えられます。

こうしたことから、区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。

2 まちづくり推進組織のあり方

「まちづくり推進組織については、『新たなしくみ』について検討していくなかで、区における中間支援機能の整備の検討と合わせてそのあり方についても検討を進めていく必要があると考えます。」

まちづくり推進組織については、1990年代の区づくりプランの検討から様々な経緯を経て現在に至っており、発展的解消となった幸区と麻生区を除く5区で活動を継続しています。区によって違いはありますが、区づくり推進プラン策定作業を通じて明らかになった区の課題解決に向けた実践活動を行うことや、中間支援的な機能など、一定の役割を果たしてきました。しかしながら、特に前者については、事務局機能を行政が担っていることなど、他の市民活動団体との公平性で課題がある状況です。さらに、後者の中間支援機能についての政策的な位置付けが明確でないことや、メンバーの高齢化などもあり、持続的な組織運営の面でも課題がある状況と考えています。

こうしたことから、まちづくり推進組織については、「新たなしくみ」について検討していくなかで、区における中間支援機能の整備の検討と合わせてそのあり方についても検討を進めていく必要があると考えます。

3 その他関連する制度等との関係

「『新たなしくみ』の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちな

がら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と思われま。

なお、「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、区レベルでは、まちづくり推進組織や資金支援制度、市民活動支援拠点の整備など、全市レベルでは市民活動センターや市民自治財団などといった関連する既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と思われまので、併せて提言しま。

ここまが報告書の本文となっております。その後は資料編となっておりますので、この説明は割愛させていただきますが、16ページ以降は第1回から第4回までの委員会の資料の縮小版を記載しております。

それから25ページ以降は、自治基本条例、区民会議条例の全文を記載しております。

では、報告書の案についての御説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○名和田会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから御意見、御感想、御質問等をいただきながら、この報告書について議論をしたいと思ひます。感想のようなものでも結構です。あるいは、ここはこう直せとか、そういう直な御議論でも、もちろん構ひません。特にどの部分からということはありませんので、どうぞ御自由に。

○岡倉委員 確認したいことがありまして、中村先生の意向というか、これに対するものはどのような扱いをされるように考えられていますか。

○山崎課長 本日欠席されている中村先生には、本日の委員会の御報告も兼ねて一度御説明に伺った上で、報告書の案についても御意見をいただいて反映させてまいりたいと思ひております。

○岡倉委員 ありがとうございます。

○名和田会長 今の件ですが、当然、後で御意見をいただくという手順になりますが、その場合、この全体の議論と整合すると思えば、若干何らかの修文をするということもあり得べきということをお願ひいただければと思ひます。

○岡倉委員 会長にお任せしま。

それと、もう1つ、9ページですが、区民会議と書いてあって、アとあって、方向性案となっているのですが、これは決まれば、この「案」がとれるというふうな理解をするのですか、それとも、これは案ですよということか、どのようなことなのか、説明していただければと思ひます。

○名和田会長 事務局から説明をお願ひしま。

○金子係長 第3回、第4回の委員会で、このような形で方向性案という形で資料では示させていただいて、と言うと事務局の案のような形ですが、それに対して皆様の御意見をいただいたところがございます。ここはあくまで方向性案ということで、この第3回、第4回の会議で出させていただいたところを記載しているところですので、最終的にそれを第4章の提言にまとめているという形になります。ここはここで、特に決まったから「案」をとるということではなくて、書き方として方向性案として、構成のほうは、この案に対しての御意見をいただいたという形になっております。

○名和田会長 これは川崎市の報告書のつくり方のスタイルですね。大体どの委員会でも、このあたりに委員会でどういう議論をしたかを書いておられて、それで次に提言が来るという、今まで私がかかわった委員会では大体そのようになっていて、これはよいスタイルだと思うのですね。どういう議論をしたかが、普通だと報告書に溶け込んでしまって、委員も、どこがどのようになってこの報告書になったのかわからないという場合がありますが、川崎市の場合はこうやってきちんと、委員がどういう意見をどういう議論があったかを整理した上で、この報告書ですと、次の第4章で委員会全体としてはこう考えますという案が出てきます。

ただ、初めて読む人はわかりにくいかもしれないから、方向性案というのは、例えば事務局が提示した方向性案などと説明したほうがわかりやすいかもしれませんね。

○岡倉委員 そういう意味なのですか。

○名和田会長 ええ。私は、これは川崎市の報告書のつくり方の誇るべき伝統ではないかと感じます。

○岡倉委員 とりあえずは以上です。

○名和田会長 では、どうぞ、さらに続いて、どなたでも。

では、佐藤委員、もしお考えがおまとまりであれば……。

○佐藤委員 これは提言ということなので、特に市民の人が回覧というか、区役所に行ったときに回覧物で見られるようなものなのですか。よくいろいろな区役所とかで、何か分厚い中に入っていて、こういう会議をやりましたとかいうものがあるのですが、その中にも提言は置かれるのですか。

○山崎課長 もともとこの委員会そのものが会議公開になっていますので、この委員会での資料とか会議録は閲覧できるようになっていまして、さらに、この報告書がまとまりましたら、市のホームページ等でも見られるようにしていく予定でございます。

○名和田会長 区役所に区政情報コーナーとかがあるのでしょうか、そういうところに置くのだろうか、それともそうではないのだろうか。

○山崎課長 冊子そのものも、報告書は置かれることになると思います。

○佐藤委員 わかりました。では、そのときに、思ったことは、自分たちは会議をしていたので、この内容がすごくうまくまとまっていて、わかりやすいなと思うのですが、ま

あ、余り見ないのでしょうけれども、興味がある人が見たときには、もうちょっと砕けた感じのほうの方がわかりやすいのかなとは思いました。

○名和田会長 その意味での、第3章があることの意味は大きいかなと。普通はこういうものは、ほかの自治体とか国の報告書とかでは、ないんですよ。どういう議論をしてこうなったかということは、一応注意深く読むとわかるようになってきているかなと思います。

○山崎課長 あとは、いろいろな場面で、この委員会での議論を報告することはあろうかと思うのですが、毎回毎回この冊子の形で御説明することも厳しいものですから、最終的には、この報告書がまとまりましたら、概要版のようなものもつくって、短時間でもお目通しいただけるようなことは考えていきたいと考えております。

○名和田会長 これは一応、仕組の格好の上では市長に提言するものなのでしょうけれども、やはり一般市民にもわかりやすく触れていただけるような工夫は事務局でしていただけるということで、そこはよろしくお願いします。

どうでしょうか、ちょっとしばらく話が続けていると、またいろいろ思い浮かべられるかもしれませんので、さらにどうぞ、気がつかれたことから御自由に。

○伊藤委員 よろしいですか。本当に文言のことなのですが、最後の提言の14ページの1の参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみのところで、3つ目の段落で「市民が区民会議のことを『自分ゴト』として感じられないことに」とあって、ここは「自分ゴト」と片仮名になっているのですが、3章のところでは漢字で書かれていまして、これは別に統一する必要はないと言え、ないのですが、キーワードにもなり得るかもしれないので、場合によっては統一したほうがよいのかなと思います。

あと、感想ですが、やはり「新たなしくみ」の検討を提言するというところで、個人的な感想としては、非常に大胆な提言になっていると思います。まだその具体的な中身は、これから市長なりが御検討されるということになるわけですが、特にまちづくり推進組織とあわせて区民会議のあり方を見直すということと、より小さい単位で課題解決型の組織なり制度を設計していこうという方向性が示されているということは、非常に新しいこととして捉えられるのではないかと思います。

あと、15ページの最後のところで、その他関連する制度等との関係というのがありまして、市民自治財団というものが出てくるのですが、これはどういうものでしょうか。

○岡倉委員 町会の財産を預かってくれるところです。

○名和田会長 ああ、そうなんですか。

○岡倉委員 町会の会館とか土地があるではないですか。あれをそこへ届け出ると預かっていただけて、会長がかわったときに相続税とかが取られないという、そんな仕組をやっているところですよ。

○飯塚課長 そうですね。今は国の制度で、認可地縁団体という制度があるのですが、それができる前に、市として財団を立ち上げています。町内会館等が建っている場所が、地

主さんとその当時の会長の口約束手話で、でも、もうずっとコミュニティとして使われているというようなところで、実は相続等が発生すると、そこでまたいろいろと、返せとか買えとかと、いろいろな話がある中で、そこを財産としてある程度認めるという意味で、事前に寄附をいただいて、それを財団の所有にしてあると。だけど、使用についてはその町会がもうずっと、今までどおり使えるというような仕組みとして財団を、その認可地縁団体制度ができる前にもう立ち上げて、川崎市独自でやっているというところがございます。それが今もずっと、公益法人を取って財団として、一応市民自治拠点という形でやっております。

○名和田会長 では、寄附してもらって建物を登記するわけですか。

○飯塚課長 そうですね、財団名で登記をしています。

○名和田会長 では、認可地縁団体法人というのは川崎にはないのですか。

○飯塚課長 あります。ただ、やはりほかの市町村に比べて少ないです。ただ、金融機関等で、例えばローン等を組む際には、やはり認可地縁団体を取ってくださいというような話がありますので、建てかえ等の必要があるときについては、金融機関とのやりとりでは、認可地縁団体を取る町会も多いということです。

○名和田会長 ああ、そうですか。でも、認可地縁団体になってくれれば銀行は金を貸してくれるということですか。

○飯塚課長 そうですね。今、所有権だけで言うと、自治財団が持っている形で、使っているのは町会さんという形なので、その実態としては金融機関は理解するのですが、金融機関の処理の稟議等の中で、やはり法人格が必要になるということです。

○名和田会長 そうですか、ありがとうございます。何か土壇場で、すごく重要なことが出ました。今、伊藤先生と2人で国の委員会で認可地縁団体制度等を検討していて……。

○伊藤委員 そんな仕組みがあったのかと思いました。

川崎では常識だということであれば、別に殊さら注釈を入れる必要はないと思うのですが、わかりました、ありがとうございました。

○名和田会長 そうなんですか、よく知られている、認知度抜群の財団なんですか。どうもありがとうございます。

私から若干感想で、感想は1つなのですが、中間支援組織についても注目しているいろいろ書かれているのですが、これは全くの感想で、中間支援組織を整備するという言葉がどこか、第3章で出ていたと思いますが、本当を言うと、民間というか、市民社会の中から自発的に生えてくるということが望ましいのでしょうか、国などは中間支援組織の設置とか、何かすごい言い方をされていて、それに比べると整備というのは、民間から自発的に生じてくるということに期待している感じなので、好ましいと思いました。

中間支援組織を今後育成していくという場合に、やはり、1つは市民活動センターのようなところを運営する委員会から、次第に展開していくといったようなケースもあります

し、ぐらす・かわさきさんは、多分もともとは、やはり自治そのものをミッションにされていたのですよね。だから、こうやって一般的な、まさに中間支援組織的なものとしてずっとやってこられたと思うのです。

一般的に言うと、特定テーマから発展して、例えば市民活動センターの管理運営団体になるとか、あるいは中間支援的な機能を何となく果たすようになるとか、そういうケースもあると思うのですね。

横浜の中間支援組織を見ると、幾つかは、やはりそういう特定の出自というか、特定のところから、特定のテーマから出てきて中間支援的機能を持つようになってきているというものが多いように思います。

ですから、今後、中間支援組織を市として育成していくというようにときにも、やはり、いかにも中間支援組織という感じの市民組織だけに光を当ててではなくて、いろいろな分野のものに注目していくということは有用ではないかと感じました。

これは報告書のどこをどうというわけではなくて、今後、川崎市における中間支援組織の発展に期待したいという趣旨の、単なる感想であります。

それからもう1つは、二層制という話が第3章で、事前にきちんとそここのところを見ずに飛ばしていましたが、ここで言っている二層制という趣旨は、多分、区があって、コミュニティレベルの区域と区の区域があって市があると、こういう構造になっているという意味ですかね。

二層制と言う場合に、もう1つ、区民会議のような仕組があって、それを実行するための別な実働組織があるという意味合いもありますか、それはないですか。もしないとしたら、宮崎市はそういう意味では一層制なので、宮崎市はちょっとあれかなと。

上越市も、ちょっとそこははっきりしないと言え、しないのですね。ただ、豊田市は一部二層制になっています。、上越市は、地域自治区の中で、地域協議会が事業を公募しているので、別に特定のコミュニティ組織がその管内に複数あるという構造ではないので……。

これは二層制というものを、もし区があって、コミュニティエリアがあるという意味で使っているとすると、宮崎市とかはややミスリーディングなのかなと。

二層制は、その区域が二層になっているという、そういう意味でよろしいのですか。

○山崎課長 そうですね、基本的には下のこの小さな単位とも関係しておりますので、区単位と、より小さな単位という形での二層制ということでイメージしております。

○名和田会長 では、多分、豊田市などはそうなのかなと思います。それはちょっと後で精査していただいて、はい。

○山崎課長 わかりました。

○岡倉委員 よろしいですか。

○名和田会長 はい、思いつかれましたら、どうぞ。

○岡倉委員 今のお話で、中間支援機能を担うような組織ができれば非常にいいなと思うのですが、川崎の場合を見ていると、例えば市民活動センターとかはあって、そこを中間支援ということですが、1カ所で市域を全部見るというような考え方が、川崎の場合、非常に多いというか、例えば男女参画センターも、1つしかなくて全部を見ているというものです。区に1つずつという方が、何か区民として活動している分には非常にありがたい。

例えば、市民活動センターでホームページの作成の講座をやりますよと言ったら、やはりあそこまで行くわけですよ。

だから、何かそういうようなものを整備していくときに、1つでよいのか、それとも2つの区で1つあるとかというふうな、何かそのような考え方を取り入れて、新しい仕組みも考えていただけたらいいなと思ったりするのですが、いかがでしょうか。

○名和田会長 まさにこれは中間支援組織、区レベルでどこか4章に書いていませんかでしたか、あれは3章でしたか。3章の御意見として書いていたのかな。

「区における中間支援機能」と書いていますね。「区における中間支援機能の整備」という文言が第4章にありますので、まさに今、岡倉委員がおっしゃった方向性を記載していると思います。

ただ、問題は、ちゃんとそうなるためには、役所と、あとは市民の側がそれに呼応してやっていかなければいけないので、今後の川崎市の市民と行政の課題であるということになろうかと思えます。

実際は、区レベルで行くと結構難しいのです。横浜も全市的な中間支援は結構あるけれども、区レベルと言うと、余りそういうものがなくて、結構苦戦していますよね。

○佐藤委員 それであれば、せめてその1カ所でよいけれども、その区の担当の人とかがいるといいですよ。

○岡倉委員 そうですよ。

○佐藤委員 だから、場所的な問題とか、人的な問題があって、各区にと言うと結構大変になってしまうと思うのです。

○岡倉委員 大変ですから、組織で、機能であればと。

○佐藤委員 そうですね。だから、その区の、でも、地域包括ケアでそういう流れも、みまもりセンターとかはあるので、そういうものを、似たようなものをまたつくるのかという形にはなってしまうので、多分これは提言があった後に整理していくのだろうなとは思いますが、市民活動センターがあるのであれば、本当に1カ所でよいけれども、各区の担当窓口みたいなものがあって担当者がいると、よりその地域の現状がわかるのかなとは、今お話を聞いていて……。

○名和田会長 今、現状ではどうなのですか、区役所に区民活動コーナーというものがあって、そこに人が事務局的に常駐しているのかな。

。

○佐藤委員 あとは、社協さんの中にも、多分、ボランティアの情報とかを収集する課、人が各区に、宮前区は、いるので、麻生区にもいるのではないかな……。

○岡倉委員 麻生区はいいないと思いましたがけれども、いるかな。

○佐藤委員 ああ、そうなんです。何かそのボランティア担当ということで、社協さんに電話をかけると、こういうボランティアを探していますとか、逆にこういうボランティアさんに来てもらいたいという人を探していますと、冊子とかも出ていたりするので、でも、もしかしたら、宮前区だけかもしれないのですが……。

○名和田会長 区社協に活動コーナーみたいなものは、スペースはないのですかね、たしか何かあったのではなかったですか。

○飯塚課長 社協も、貸し出すようなスペースは、各区にはあると思います。そして、区役所ごとにも、一応市民活動支援コーナーというものは置いてあって、印刷機能と、あと会議スペースは設けています。そこの運営については、市民の方がやられている、こういうまちづくり協議会のようなところがやられている区もあれば、高津区などは、もう4カ所ぐらい、その支援コーナーとして指定していて、そこを利用される方が手挙げ方式で、輪番で、予約を受け付けるというようなやり方をしているような区もありまして、さまざまでございます。

一方、区役所の中に備え置いているところは、人が入っていないときは区役所の職員がやっているというところなので、ちょっとその辺の場所としての部分は、一応備えてはいるのですが、そこの、ここで言う機能という部分で、人を介して、よく知った人が先輩として後輩にいろいろアイデアをやるといったところは、まだなかなか少ないかなというところが現状でございます。

○名和田会長 一応そういう基盤はあって、これからこの提言も受けていただいて、少し充実を図っていくという方向なのかなと思います。

○佐藤委員 それで、提言があった後に、このまちづくりの方とか区民会議の方にどのお伝えしていくのかも重要かなとは思っているのですが、本当にまちづくり協議会の方とかは皆さん、すごく熱心にされていて、熱心ゆえに、ちょっとこの課題とかは、確かにその1点とかしか見えていなくて、課題は挙がっているかとは思いますが、本当に一生懸命やっつけらっしゃる中で、活動されていない外部からこういう意見が来たというところで、うまく伝えていなないと、そういう人たちの今持っているパワーが半減していってしまうと思うので、提言を出した後に、伝え方はすごく十分注意を払ってほしいなと思います。

○岡倉委員 これは、この後、行政のほうで、ここに書いてありますが、コミュニティ推進プランとかいうものを作成して、それで、このようにやりますよというふうなことを、それぞれのところへ伝えていくのですよね。

○佐藤委員 多分言ってくるのだと……。

○岡倉委員 そういう理解でよいのですか。

○佐藤委員 そう、説明会とかがあると思うのだけれども、きっとその説明会で、いつも不十分で、気持ちが折れるボランティアの方がたくさんいるので、そこに関しては、やはり担当の部署の職員さんなりが……。

○岡倉委員 でも、佐藤さん、これは提言で、実行するプランは、また行政のほうで、平成30年の3月までにコミュニティ推進プランというものを作成して、それを説明するということになると思います。

○佐藤委員 多分そうなのですが、そのときに、そこから引っ張ってきてということ聞いたときに……。

○岡倉委員 あっ、そうか、なるほど。

○佐藤委員 多分まちづくりの人たちは、区民会議ができたときもそうなのですが、今まで自分たちがやってきたのに、何でその区民会議を施策が変わっただけでつくるのだというふうになって、心の折れている人を何人も聞いているので、そういう点では、多分提言で出していく中で、この大きなプランのちょっとしたところに入っていくのだと思うのです。

だから、そうすると、より薄い説明しかしないと思うので、その部分では、やはりそのサポートをしてあげる、もうちょっとやわらかく伝えてあげるという職員さんの、その一手間が必要なのではないかなと思うので、そこだけ……。

○成沢担当係長 よろしいですか。この後の合意形成のプロセスですが、よく行政としては、行政側で案をつくって、説明会とか、あるいはパブリックコメントで御提示するというやり方が多いのですが、今回この件に関して、佐藤委員がおっしゃったように、長いことまちづくり推進組織とかに熱心に携わっている方もいるということもありますし、私たちとしてもそういった、いわゆる普通のやり方ではなくて、計画をつくる段階から市民の人たちと一緒に少し考えていきたいなど。こうなりましたからという一方的な説明ではなくて、対話をしながら計画等々はつくっていききたいなどは考えております。

○名和田会長 まさに先ほど伊藤先生が言ってくださったように、結構踏み込んだ言い方をしているのですね。区民会議と、それからまちづくり推進組織について、既存のあり方を前提にしないでとか言って、やはり川崎市のためになるような見直しをしていきたいということを宣言していますので、ある種、画期的な報告書だと思うのです。

ですけれども、1つは、この後、提言を受けて行政で検討をされて、先ほど岡倉委員がスケジュールを少し指摘してくださったような形で進んでいくのですが、その前に、この報告書自体は公表されますので、「ああ、見直しされてしまうのか」というようなことで、心が折れてしまうということは、私も川崎市に住んでいるわけではないけれども、多少わかるころがあって、大分前ですが、麻生区のまちづくり推進組織が解散するときに

講演をさせられて、そのときに、わからないながらもいろいろとお話を伺ったり、資料を読んだりして、やはり区民会議というものができてしまって、自分たちはどうなる、自分たちはやる意義があったのかということはずっと自問してこられていたのですね。その上で、まあ、ある種納得をされた上で解散をされたという経過に、私自身も若干は立ち会ったので、佐藤委員がおっしゃることはそれなりにわかるつもりです。

そうすると、やはり事務局のほうも、これが出たときから丁寧な説明をしていただきたいし、あと、何よりも、実際に説明を区民にするのは区役所の方なのではないかと。だから、区役所との意思疎通を十分図って、この報告書の趣旨を丁寧に説明して、区民にはこのように説明すべきであるといったようなことを行政内部で十分打ち合わせていただきたいなと私も思います。

○井川係長 よろしいでしょうか。今のお話の趣旨ですと、報告書（案）は「検討を進める必要があると考えます」と、若干語尾が強めですので、委員会の皆様としての思いとして、これまでも取組を進められてきた人々に配慮してほしいという気持ちの部分の部分を少しどこかに載せてもよいのかなと思います。

例えば14ページのところが主な提言になりますが、14ページの上段に前垂れの文章がございしますが、「以上のことを踏まえ」とありますが、「既存のしくみの見直しだけでは不十分」だとかいう言い方をしているのですが、例えば“そういったこれまでの取り組みにも配慮しながら”とか、その枕言葉的などの工夫があってもよいのかなと考えました。

○名和田会長 そういう配慮は随所に見られはしますが、今の点はもうちょっと語尾とか枕言葉で配慮をするという点で、もしここで合意が得られれば、私と事務局のほうで少し工夫をさせていただきたいと思いますが、ちょっと強めの表現が幾つかありますよね。

○井川係長 はっきりと書かないとわからない部分と、それをカバーするために、どこかほかのところに書いておくところと、何か役割分担もあるのかなとは思っています。

○名和田会長 ありがとうございます。今の点は後で工夫をしたいと思っています。

○岡倉委員 では、先生、ちょっと強めに書いてほしいところなのですが、15ページで太く「建設的に話し合い、実践するところまでをしくみとして導入することが」と書いてあるのですが、“しくみとして制度設計することが”と強く書いたらいかがでしょうか。

○名和田会長 導入と制度設計ではどっちが強いですか。仕組みとしてだから、そこが制度設計ですよ。制度設計しただけではなくて、実際にやるぞというのだと、こっちのほうが強いかもしれない。

○岡倉委員 いや、何でそんなことを言うかということ、区民会議がございしますよね。そして、これはここで調査審議して、実践しますよと書いてあって、これはちゃんと条例ということで制度設計されているんですよ。ところが、こちらは要綱とかで、しっかり設計されていないのです。そういう意味で、この実践する部分をやってほしいということで、そういう言葉をちょっと思いついたので……。

○名和田会長 話を実践するところまでを、仕組みとして導入と言うのと制度設計は同じような意味というか、まあ、導入まで含んでいるから、制度設計より強いかもわからないのですが……。

○岡倉委員 ここは各区の要綱とかで決められているみたいなので、何かすごく不十分だったので、そういう意味で、何かしっかりと制度設計してほしいというふうな、ちょっとそのような感じもしました。

○名和田会長 ここははっきりしてほしいということですね、いろいろ諸方面に配慮をしながらも、この方向性ははっきり言ってほしいというお気持ちだと思いますので、多分この審議が終わった後、事務局は全体をまた精査されると思いますので、そのときに、より効果的ないし適切な言い方があれば、現時点ではここをゴシックにされているということですが、その辺は少し岡倉委員の意を酌んで、できれば工夫をしたいと思います。

○岡倉委員 それで、もう1ついいですか。

○名和田会長 はい、どうぞ。今日は最後ですので、幾らでもどうぞ。

○岡倉委員 今、退職してから地域活動をやろうということでいろいろやっているのですが、うちのほうで、たまたま今、子育ての自主グループということで、そういう人たちが自分たちの活動をする場所がないということで非常に困っているという話があるんですよ。そして、その話をセンターというか、行政のほうにお話しをしていると。そして、区のみまもりセンターでしたっけ、そちらの方々が来て、そういうことも十分理解していると。そして、では、どうしてそのようなことが起こっているかという、私の町会の一部に低層のマンションがすごくいっぱい建って、若い人がどんどんふえてきているんですよ。そうすると、地域的にそのようなことが起きているんですよ。

だから、地域的に起きていて、では、それはどうやって解決するのですかと言ったら、解決する人が、その地域に入ってくる人が保健師の人で、その人が帰って相談しても解決できないというふうな状況なんですね。それを解決するには、何か区のほうでコーディネートの方を養成するとかいうふうなことを言っておられますので、そういう人がそこへ入ってきて、私どもの町内会館がありますので、その場所を使って、空いている時間を有料で借りていただいて、そして子どもたちにはそこでサロンのようなものを開いてもらって、その地域の問題を解決するみたいな、そのようなことを調整してくれる人とか、そのようなことをやってもらえると、地域がすごく、“行政もよくやってくれるな”とか、うちの町会組織も“収入があるからいいなあ”とか、“子どもたちもそこで過ごせるからいいなあ”とか、そういう本当に小さなとか、そんなところでこんな問題が起きてくるという、そういうものを解決するような仕組みがあるといいなと、非常に具体的な話なのですが、ここ1カ月ぐらいそのような問題があったので、あったらいいなと思ってお話をしました。

○名和田会長 ええ、今のは非常に具体的で、かつ、よくありそうな話です。

例えば市民文化局内、あるいは地域包括ケアの関係で、今のような動きはどのように受けとめられるのかは……。

○成沢担当係長 基本的には、もともと市民活動支援の4要素は、人と資金と情報と場所があって、今のお話は場所とか情報なのかなと思います。ですので、今、岡倉委員がおっしゃったように、特に区における中間支援機能というものが、仮にそうやっていくと、そういった、例えばこの時間帯はどここの場所が使えるか、それは町内会館とかもそうだし、こども文化センター、いこいの家とか、あるいはほかにも知られていない場所とか、そういう情報をしっかり把握していて、そこへ相談をすれば、では、ここであればできるのではないかということ、やっていく必要があるのかなとは思っています。

あとは、そういった活動の人たちをしっかりと盛り立てていって、いろいろな人たちが参加して地域活動ができるような、まさにそのようなことをやっていく必要があるのかなとは思っています。

○名和田会長 今のは、特に岡倉委員が出されたテーマは、子育て支援というか、子育て当事者ですね。

○岡倉委員 はい、子育ての自主グループの人たちです。

○名和田会長 子育ての自主グループは、実は自助的活動なんですね。そこは普通の市民活動とちょっと違って、私もちょっと昔いろいろ調査したことがあって、人のためと言うよりは、とりあえず自分のためなんですよ。

もちろんそれは健やかな子育てだから、社会のためでもあるけれども、子育てグループはそういう特徴を持っていて、だから、なおさら自治会とかの中で理解をしていただくためには、コーディネーターのような方が入るほうがよくて、私が期待していることは、今般の地域包括ケアで、生活支援コーディネーターという人が入って、そういう調整を身近なところでやってくださらないかなということ期待しているのです。

ですが、他方で、生活支援コーディネーターみたいな、地域包括ケアなどから来ていて、高齢者のことをやるのだという理解が、ひょっとしたら支配的かもしれなくて、そこは若干危惧しているところです。現状では、地域包括ケアのそのあたりの機能はいかがなのでしょう。

○鹿島担当課長 地域包括ケアシステムで御説明したとおり、もう子どもから高齢者までということで幅広く捉えてはいるので……。

○名和田会長 本当はそうですね。

○鹿島担当課長 例えば地域包括支援センターの地域ケア会議の、地域の高齢者の課題の中でも、子どものこともたまに出てきたりしていますので、そういう意味では、今の例えば子育て関係でお悩みの方の情報、保健師が行ったときに収集できれば、それをどういう資源につなげられるかというコーディネートを、今は保健師が、一応、やる役割にはなっています。そして将来にかけては、地域でコーディネータ的な役割を担ってくれる方を

探していこうと、そしてそういう人材育成もしていこうという動きでありますので、もうずばり地域包括ケアシステムの今の動きにびたりだと思えます。

○名和田会長 自治会によっては会館をただで貸してくれる、非常に寛容な自治会もあると思うのですね。岡倉委員のところは知らないけれども……。

○岡倉委員 うち是有料です。だって皆さんからお金を集めて……。

○鹿島担当課長 今、空き家を使ってやり出したとかいうところも出てはいます。

○岡倉委員 いいですね。

○名和田会長 あと、実は子育てから出てきたコミュニティカフェもあるのです。そういうところは、さっき言ったように、当事者運動的な意味合いが強いので、どうしても周りに広げていくということが自分の中からはできにくくて、社協とか役所にもいろいろ言われて、そういうことに初めて気がついたとか、そのようになるようです。

今のは、この提言の具体的なイメージを共有する上ですごくよい例であったかなと思います。

○飯塚課長 今のお話で、考え方はそういう方向で全然問題はないのですが、実態としてやるときに、やはり役所のネームバリューは大きくて、その町会に、空いている時間に使いたい人が直接言うと、あつれきを生む可能性があります。

○名和田会長 そうですね。しかし、こっちは一生懸命だから「自治会の人は頭がかたい」とかとなってですね。

○飯塚課長 そこを理解して、今言ったような役所の職員なりが一声かけると、空いていれば有料だとしても貸すという具体的な話に進む。ただ、その間をとるのが、個別にやってよいのかどうかという役所の職員のせめぎ合いがまずあつたりします。要するに、役所の職員もそのスキルなりコーディネート能力を理解しないとだめなんですね。

○岡倉委員 そうですよ、高飛車に来られたら困るものね。

○飯塚課長 実は、昔そういうこともよくあつて、まち協さんと地域がつながりづらいというのは、そういうところがあつて、よい取組をしているから、そこでやるのだという思いで市民活動の方が入っていったら、既得権であつたり、その歴史がある人たちにとってみると、何だという話になってしまう。ところが、そこをうまく職員なり、行政という仲介者が入ることによって、では、試しにやってみろということで、好事例でずっとつながっていたり、今みたいな取組みは、老人いこいの家で、社協さんとか町会の方々が一緒になって、子育て世代を巻き込んでやっている、もう10年ぐらい続いているような取組も、実は、ほかの区ではさまざま、もうそういう先行事例もあつたり、ちょっとした障壁をもう乗り越えた方々もいらっしゃるところです。

そういう情報を行政の職員がちゃんとわかっているならば、そのやり方で間違えることはないのです、より広がると思うのです。その辺がここで書いている中間支援機能で、しかも、行政職員は定期的に異動するので、結局それをわかっている市民の方なりがうまく入ってき

てもらえることが、スキルを担保するという意味では、恐らく理想像だと思っています。

やはり職員によって結果が全然違うということが実態としては多くあるので、こういう提言を踏まえて、先ほどの話で、今後どのようにスケジュール感を出してスキルを上げていくのかという話にも通じると思うので、実態としてはそういうこともあるかなと。

○名和田会長 佐藤委員、どうですか。

○佐藤委員 私は最近いつも思っていることが、何でも地域包括ケアと言ってしまえばよいみたいな、コミュニティもあり、福祉もあり、全てが地域包括ケアの構築になっています。この構築という言葉さえ使えば、何でもきれいにおさまるのではないかみたいで、この言葉がだんだんとても嫌いになってきているのです。

これだけ地域包括ケアについても何回かにわたって言ってきたのですが、この提言に関しては、結局、区民会議のところにとった2行、「地域包括ケア推進システムの構築を踏まえながら」と、また「構築」と言っているのですが、「踏まえながら」と入っているのですが、提言はすごく大事なことだと思うので、担当課長としては、地域包括ケアをどこかこころ辺に入れてほしいとか、そういうことはないのかなと思ひまして、まあ、「今言うな」という感じですが……。

○鹿島担当課長 いえ、いえ。そうですね、地域包括ケアシステム自体は、行政の中でも、何となく、みまもり支援センターのイメージが強い感はあるのですが、どこの部署でも地域との関わり合いはあって、そこがもう自分事として、先ほども表現がありました。どうすべきかを自分たちで考えましょう、その所管課で考えましょうと、私どもも説明はしているので、それが横のつながり、課と課の連携につながるようになるので、もう私は地域包括ケア推進システムの構築という言葉で幅広に捉えているので……。

○佐藤委員 かなりの幅広で、高齢化がこれだけ進んでいて、本当に地域の人のお力をかりないと、何とも行政の方の負担がかなり強くなってしまっていて地域ごとで見えていけないという現状が、もう間もなく来ると思うのです。それに向けて速度も上げなければいけないし、行政の人と市民の方が力を合わせないと、本当に高齢の方が地域で暮らし続けることが難しくなってくると思うので、提言で強く入れると、やはり動きも、スピードも違うのかなということがあったもので、ちょっと言わせていただいたところです。

○名和田会長 舞台裏をちょっと言うと、ここに地域包括ケアと入れてくれと事前に私がちょっと言った経緯があって、というのは、市民文化局サイドから言うと、前から繰り返すように言っているように、川崎市はまだコミュニティレベルの区域は余りはっきりしないのです。そこを、では、何が最適な区域かということ、やはり地域包括ケアの区域ではないかと。そこで、せっかく今般、生活支援コーディネーターのような人も包括支援センターに配置され、あるいはもっと区社協のお力、社協のお力も借りたり、そういう形で進めるとすれば、このエリアが一般的にこっちの地域活動、市民活動の文脈から言っても好ましいのではないかと思ひましたので、それでそのように言って、報告書案にはそういう

文言が入っているということです。実際に今後動くときには、そこと無関係には動かないと思うのですね。

○鹿島担当課長 そういう意味では、入れていただいたことが、全く別の動きをしているものではなくて、一体的な動きをしているのですよということは、すごくここに感じるものを伝えたいな。

○佐藤委員 感じていますか。いま一つ感じられなかったので、ちょっと触れたのですが……。

○鹿島担当課長 そういうことは、所管としては思っています。

○佐藤委員 わかりました。

○鹿島担当課長 知らない人を見ると、何となく別物で、これが足りないので、もうちょっとという感覚なのかどうかは……。

○佐藤委員 はい、わかりました、大丈夫です。

○鹿島担当課長 私の、その所管している立場と、もしかするとちょっと距離感が出てしまっているのかということはあるのですが……。

○名和田会長 役所のほうは大丈夫だと思うのですが、今日中村先生はいらっしゃらないのですが、いつも、社協ももうちょっとかかわってほしいなど。

○鹿島担当課長 そうですね、そこは今、一緒に話をしているところです。

○名和田会長 昨日も、横浜コミュニティカフェネットワークというのをやっているのに、何と社協は一人も来ないんですよ。社協は何と感度が悪いのだと。

別にここは社協の悪口を言う場ではありませんので、今の雑談ということです。

実際、今後、取組にかなり期待があるということが、今の一連の議論の背景にありますので、ぜひ今後、市民文化局におかれましても、あるいは地域包括ケアの担当におかれましても頑張ってくださいと思います。

○鈴木課長 ちょっと1点だけよろしいですか。今の地域包括ケアの関係で言いますと、区の中でも、みまもり支援センターがやることだと他人事に捉えている職員もいるので、そういう中で、できるだけ区の中でも、地域振興課もそうだし、危機管理担当も、例えば防災訓練で言うと、地域の方と関係しているので、そういうところでできるだけ情報を共有しようということで、係長ぐらいで組織をつくってやっているのですが、そういう意味で言うと、地域包括ケアが区としては「踏まえながら」なのか、それとも、それが「基本になるのか」が一番重要ななと思っています。

「踏まえながら」と言うと、またもう1個別の組織ができて、それでまた入っていくのかというイメージにもつながりかねないですし、現行でも、学校区で言うと地域教育会議があったり、非常に行政の組織ごとにそういうものをつくってきたという歴史があって、だから、この二層制という中で言うと、今後はどのようにつくっていくのかなと。

確かに、区民会議は区では企画課で所管していますし、いろいろな所管ごとにやるとい

うことは、権限の明確化ということで大事かもしれませんが、逆に地域からすると、また来たのかと言われる場合もありますし、そこはちょっと、この「踏まえながら」は、本当に踏まえていただいてやっていくことが重要かなということは思っています。

確かに、区民会議は区では企画課で所管していますし、いろいろな所管ごとにやるということは、権限の明確化ということで大事かもしれませんが、逆に地域からすると、また来たのかと言われる場合もありますし、そこはちょっと、この踏まえながらは、本当に踏まえていただいてやっていくことが重要かなということは思っています。

○名和田会長 先ほども、区役所職員のコーディネート力が重要だということがありましたので、最終的には、やはり区役所が鍵になるかと思しますので、区役所でもぜひ受けとめていただけるとありがたいですね。

では、ちょっとまた心機一転して、何か忘れていたことがありましたら、ぜひ御発言いただきたいと思えます。

○岡倉委員 私は、最初に、ちょっと自分で勘違いしていたのかなと思うことは、この地域課題の解決ということは、区でしかできないとちょっと思っていたのですが、これは違うのだな、区でなくても、市の行政でも解決しているのだと。

だから、地域の課題は幾つもあって、それを解決することは、区の行政だけではなくて、市の行政も解決しているのだと非常に思って、区に住んでいて、そうか、区役所が、区の行政が解決する地域の課題というものが、この区民会議の仕組みなのだなどと新たに認識して、あっ、そうかと思って、だから、例えば里山づくりなどは建設緑政局から来て、そちらの指導でいろいろなグループができています。障害者の方は障害者の方でまたグループができていて、自分たちの地域の課題を解決していると。

そうすると区民会議というのは、その辺、よくわからなくなってしまうのですが、区役所が抱えている、そして区のいろいろな分野の人に集まってもらって、それで話し合っ、調査審議して、実行、実施できる。あっ、それで役割はあるのだなどと、非常に今になって思っているような次第です。

○名和田会長 今は大体、区役所の中にありますか、どうですか。例えば学校との連携とか、あと今、公園は、土木事務所は区に入っているわけですね。

○岡倉委員 入っています。

○名和田会長 だから、大概あると思うのですが、私が関わっている範囲で言うと、地区まちづくり育成条例でしたか、あれは区には特に足場がなくて、何局でしたか。

○鈴木課長 まちづくり局のほうですね。

○名和田会長 市の局が直に地域におりていって働きかけるというものは、まだちょっとはあると思うのですが……。

○鈴木課長 一応は、でも、地区まちづくり育成条例の関係は、建築職とかの兼務の職員が区にいまして……。

○名和田会長 それも区に入っているのですか。では、ほとんど入っているのですね。

○鈴木課長 一応ある程度の情報はとっている状況です。

○岡倉委員 景観のやつで、この地区を開発するというときの……。

○名和田会長 景観・まちづくり支援課ですね。では、それも一応区に入っていると。

○鈴木課長 一応、兼務の職員がいます。

○名和田会長 だから、川崎市の区役所はかなり総合化していて、大概入っているという状況ではありますね。

○岡倉委員 ですから、その地域の課題を解決している、みたいな話で、それが、区がベースというか、プラットフォームになっていけばよいのかな。何か区役所と話をしていると、そのあたりは、例えば違う、協会のほうですよみたいな話になったりしているのですね。

だから、とにかく区がそのような地域課題、区の課題を解決しているというようなところと、そういう情報を一括して集めて、地域の人たちの意見をそれに反映させていくというような仕組みがあってもよいのかなと思ったりもしますが、今回は、新たなしくみのイメージなので、区民会議というものは、やはりそれなりに意味があるのだと、最後になって認識しました。

○名和田会長 やはり、ここまで区が総合性を持っていると、それにくっついている住民代表組織も必要だと思うのですね。なかなかそういうものを設けている政令市は、そんなに多くないのではないかな、一応あるのかな。浜松市はやめてしまいましたしね。

○岡倉委員 そのようなことを考えると、先生の言われる補完性の原則の徹底という話は非常に重要なことかなと、今度の新しい組織というか、それをつくるに当たって、新しい仕組みをつくるに当たって、その補完性ですか、地域で課題を解決できないところは区で、区の行政で解決できないものは市でやるとか、その辺の、何か、今、住民の身近なところの課題が幾つか出てくると思います。みまもりセンターの職員の方が回っています。

私の例で言えば、柿生の通勤道路ですが、本当に狭いところで、側溝の上を歩いて、ガタガタいいながら、もう何千人という人が毎日歩いている。そこを何とかしてほしいというような話。では、それをどうするかと言ったら、そんなことはどこから上げていってよいのかもわからない、でも、そういうものも解決してほしいなというような、私がやるのかなと思いつつも、いるのですけれどもね。

そういうものは区民会議には上がりにくいですよ。

○佐藤委員 ハードのことは、また別の面で見えていくのかなと。

○岡倉委員 先生、地域の課題というのは、私が今認識したように、いろいろなところでやっていると考えればよいのですね。そして、その1つが区民会議だと。

○名和田会長 その生活道路のここがこうだ、ああだということは、現状ではどうなのですか。町内会・自治会が伝えて、みたいに……。

○飯塚課長　そうですね、対市要望という形で、それぞれいろいろな団体がありますので、町内会・自治会からの対市要望もございますし、業界レベルからの対市要望もあるので、さまざま、市には要望としては入ります。

ただ、やはりハード面ですと、結局、お金も含めて計画、国の都合もあったり、その管理地、例えば国の道路を市が幾ら広げたいと言っても、なかなか国との折衝であったり、長年の計画の中に位置づいているので時間がかかるというようなこともありますので、一応要望としては定期的に、1年に1回は、いただいているかなとは思っています。

○成沢担当係長　仮に柿生でそういう問題があったとして、確かにおっしゃるとおりハード面の部分があるので、そこは確かに私も課題かなと思うのですが、一方で、ではその課題をひもといていくと、本当に解決しなければならない課題は何かと。

歩いている人の安全安心が課題だとすると、ハードでの解決方法もあるのですが、それは時間もお金もかかる話なので、ハードでない、自分たち住民の立場では何ができるだろうかと考えることが本来の区民会議かなと。

ただ、麻生区全体の課題かと言われると、確かに麻生区全体の区民会議では議論がしづらいと思うので、今回の提言の案にあるような、地区ごとで、この危険な箇所をみんなでお金がかからない、自分たちができることは何だろうかと考えて試行していくということも1つはあるのかなと思ひまして、そういう2つの面があるかなとは思ひますね。

○岡倉委員　先生、今の話はおもしろいですね、何か要望をしたら、一緒に考えてくれるという仕組みがあるとすごくやりやすいですね。一方的にこっちが要望するだけでなく、一緒にやりますよみたいなことは。

○名和田会長　ハード面だと、多分その地区まちづくり育成条例がその仕組みのはずなのだけれども、あれはちょっと敷居が高いみたいだから……。

○鈴木課長　地区まちづくり育成条例は、どちらかというと建築協定とかに持っていこうというイメージであるので、ちょっとまた違うと思うのですが、今の要望みたいな感じで言うと、学校については、PTAさんと、区の危機管理担当と、道路公園センターと、あと警察とかも入って、通学路の安全点検は毎年やっています、こういうところは危険だねと言うと、それは一旦区で要望を受けとめて、予算化、それはまた建設緑政局のほうにお願いしなければいけないのですが、それで行けるとかいうこともやっています。

だから、要望で言うと、直接市へ行く場合もありますし、区に来る場合もあるということでは、大きなまちづくりは、柿生の駅前も随分前から再開発も議論があったりして、やはりどうしてもそういう大きなまちづくりだと区で受けるよりは本庁へ行って受けていただく。例えば小杉のまちづくりなどは、もうほとんど区が一言も言えるようなところではないので、そういうところはあるのかなと思ひます。

○佐藤委員　私がやるとしたらですが、やはり住民の人とかとみんなでも共有して、そこが危ないねとなったら、住民とかPTAの人とかで、本当に署名活動なり、通勤で使ってい

る人に署名活動をして、行政に出したとしても、1人の意見はすごく小さいのですが、そこでまたコミュニティが発展していくのかなど。みんなで共通の課題がその地域にあるねと言って、では、どうでしょうか、一人で意見を言っても解消されないのであれば、みんなでもちょっと団結して、そこを自分の地域として守っていこうよということがコミュニティの発展になって、大きな力になって、行政も動いてくれるというような感じになっていくのかなとは思っています。

最初は大変だと思うのですが……。

○岡倉委員 そういうことをサポートしてくれるものが、みまもりセンターの地域担当だといいですね。

○佐藤委員 ただ、私もどちらかというとぶち当たっていくという感じなので、その署名を持って、ここの課がだめなら次の課へ行って、みたいなどころがあって、区がだめなら市に行ってみたいなどころからぶち当たっていくのかなとは思っています。

○岡倉委員 ハードルが高そうですね。

○名和田会長 では、区民サービス係長さん、どうぞ。

○井川係長 その中で、地域で課題を解決していくときに、住民の方同士での意見がぶつかるところが出てくるのですね。例えば柿生の駅前のお話で言えば、危険性とか必要性は行政でも十分認識しているわけですが、地権者の方がいらっしゃる、借地人の方がいらっしゃるところでの、どうしても進まない課題が出てきたりします。なので、地域での合意形成がどこまでできるか、どこにチャレンジできるかが、この間のそういった、大体困っている課題というもののポイントになるだろうと。

当然、地域には必要なものだけれども、自分の家の裏は嫌だとかいうことはよくある話ですので、そこをどうチャレンジしていけるかということは、どうしても要望になってしまうと、そこを突き抜けられないのですね。様々な関係性がずっとこれまで構築されてきて、我々も要望いただいても、そこは突き崩せない。なので、地域でどうやって合意形成をしていくかというときに、こういった小さな単位での合意形成の場がどう寄与していくかがこれからのチャレンジなのかなと思っています。

○佐藤委員 確かに、そういうものをちょっと言葉でもサポートしてくれる職員さんがいれば、全然違うと思うのです。「自分の自治会に言ってください」で終わってしまわないで、では、どうしたらよいかを、バックアップで動くと、提言にもあるのですが、完全にバックアップということではなくて、そこをどうしていったら住民の人が解決できるか、自治会と密でない人でも、ちょっと相談に行ったら、こういうサポートがあれば、住民の人とも合意形成がとれるような、コミュニティをつくれるような環境にしてくれるかということ、ちょっと意識して、職員の人動いてくれる。

本当に全面にバックアップして、こうやればいいですよ、署名活動をしたらいい、何をしたらいいですよということでは市民の人たちの力がなくなってしまうと思うのです。い

つでも、行政へ行けばよいということでは、今のスタンスのままになってしまうので、そこでちょっとしたサポートを心がけることが、この自治基本条例に出ている、この間、聞かせていただいた内容だと思うのです。

行政側はそこを意識してサポートしてくれて、私たちも「全てここへ行けば解決」ではなくて、解決するためにはどうしたらよいか市民にわかりやすくなるようなこういうシステムがどこかにあると、やはり悩んでいることは一緒だと思うので、そこを、ふとして、あっ、ここに困っているなど、岡倉さんだけでなく、普段通勤で通っている人もそう思っているけれども、行き先がわからない、仕事をしていたら平日などに区役所へ行けないし、どうしていいかわからないというところが、多くの人が直面している課題だと思うのです。

そこをちょっと行った窓口で、「自分の課ではありません」とシャットアウトするのではなくて、ちょっとした意見を言ってくれるようなシステムが必要かなと思います。

○名和田会長 ハード面は、確かに最終的には土地所有権という大きな壁があって、こういう小さな単位の仕組みをやっているところは、とりあえずハード面を除外している自治体も多いですね。そこをやってしまうと何かぐじゃぐじゃになって、私的利益の調整まで、まあ、地域の合意形成というものも、そこにぶち当たってしまうと、結構難しくなっていて、むしろ組織が分解してしまうみたいなケースもあります。

ですから、なかなか道のりは遠いけれども、千里の道も一歩からですから、始めないとどうしようもないです。

では、いかがでしょうか、もしこの報告書で大体よろしいということであれば、これをもって、あと、さらに精査をして、私と事務局で、必要があれば微修正をした上で、ここで若干御議論いただきましたので、それを踏まえた微修正があるかと思いますが、そのように進めて、3月下旬に確定とさせていただいてよろしいですか。

〔異議なし〕

○名和田会長 ありがとうございます。

では、振り返ってみると、5回なのですね。5回しかしなかったという言い方もできるかもしれないけれども、随分充実した時間を過ごさせていただきましたので、最後、名残惜しくもありますので、ちょっと委員の一人一人から感想のようなものをいただければと思うのですが、こういうものはどういう順番で言うべきものですかね。佐藤委員からでもよろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

最初、参加するときは、スーツの方々がたくさんいて、何だか言いたいことを言ってもいいのかなみたいな雰囲気はあったのですが、本当にいろいろな意見をせつかく言えるチャンスだと思ったので、言葉も悪いのですが、いろいろ言わせていただきました。

それと、本当にいろいろな課がこのようにあるのだなということは、初めて知る、こう

いう何課さんということがわかったというところもあるので、やはりこういうことを進めるには、この多くの課の方がかかわらないと進められないことだなということはずごくわかった気がします。

本当に重要な会議だとは思ったのですが、やはり私の公募委員としての参加意義は、行政のことを考えず、自分の立場も考えず、自分の経験上思ったことを言えるかなと思って、本当に言いたいことを言わせていただいて、何か困ったこともあったと思いますが、ありがとうございました。

○名和田会長 どうもありがとうございます。

では、岡倉委員。

○岡倉委員 私は今回を通していろいろ議論をさせていただいて、一番頭に残っていることが、川崎市地域包括ケアシステムですか、その中に基本的な5つの視点が書いてあって、その5番目の【地域マネジメント】ですか、7ページにあるのですが、この「地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」ということで、この「マネジメントする」という言葉が非常に心に残りました。

先ほちょっと子育て自主グループの話させていただいたのですが、地域によって若い人たちが増えてくるという場所ができてきます。うちの町会は若い人が増えますよ、その対応をしてくださいと言われてしまって、えっというか、これから高齢化が進むのではないですかという話もして、その自主グループの人たちも、活動するところがないのですね。こども文化センターへ行ったって、もういっぱいだとれないんですよという話をされて、もしかすると地域をマネジメントするということは、ここにはこういうものが足りないとかいうことが、これからどんどん、みまもりセンターの職員の方が地域に入ってきますから、そういうものはもうはっきりわかってくると思いますので、その場合に、対応できるような仕組みがあって、それが、また戻ってしまうのですが、補完性の原則と言うのですか、区ではできないけれども、市ではできるとか、規則を変えればとか、国の提案募集方式とか、あるではないですか。ああいうもので国の法律をちょっと変えてよとかいう仕組みで、できていくというようなところまで、何か仕組みができるといいなと非常に思いました。

それで、とにかく地域のマネジメント、地域というものをどうするかという、その区域をマネジメントすると。麻生区をどうするのですかと言ったって、麻生区の総合計画の一番最後のページに、麻生区をこうしますよ、まちづくりをこうしますよと書いてあるのですが、それは区が実施することが書いてあって、市の行政がやることがほとんど書いていないのです。それで最後の1枚のページに、ここの道路を改修しますとかと書いてあるだけなんです。それは区をマネジメントしていないのではないかということ、今回のこの会議を通じて勉強する中で、非常に思いました。

皆さんにいろいろ知恵をつけていただいて、本当にありがとうございます。以上です。

○名和田会長 ありがとうございます。

では、伊藤先生。

○伊藤委員 私もこの委員会に参加させていただきまして、実際にどういうことが起きているかを含めて、非常に勉強をさせていただきました。

もともと区役所改革の基本方針から入ってきたということで、もちろん川崎市固有の課題もあるのですが、全般的な大都市制度改革から眺めていますと、行政区のあり方をどうするかから入っていくわけです。今回の委員会は、そこよりもさらに小さな単位とか、区とその地域の間のか関係をどうするか、あるいは地域包括ケアという新しい取組が進む中で、そことの連携をどうとっていくかという非常に先端的な取り組みをしているところをフォローしつつ、新しい仕組みを考えるという非常にチャレンジングなテーマを検討したということですし、それに関わらせていただいて、私も大変勉強になったと思っています。

特に、今回の報告書を出して、さらに新しい仕組みをつくっていくということは、ほかの大都市、指定都市に比べても非常に新しい課題を先見的にやろうとしている。この仕組み自体、川崎の取組自体は、ほかの大都市にも大きな影響を与えると個人的に思っていますので、この仕組みをきちんとつくっていくということが非常に重要な課題だと思います。そちらもぜひよろしくお願ひしたいということです。

お2人の公募委員の方には、いろいろな実態について教えていただいて、私も全く知らなかったことがたくさんあって、かつその現場の知恵と言いますか、そういうものを含めて教えていただいたと感謝しております。どうもありがとうございました。

○名和田会長 ありがとうございます。

では、私も若干、一委員として感想を。

中村先生が後半、最後のほうは参加することができなかったということは残念でありましたが、この分野では、もう伊藤先生に基盤的なところはばっちり見ていただいているので、こっちは、あること、ないこと――まあ、ないことをしゃべったつもりはないですが、あること、ないことをしゃべっていけばよいという、割と気楽な気持ちで会長をさせていただいて、本当に楽しい委員会だったと思います。

川崎市には、もうここ10年ぐらいになるのか、自分では数年という実感ですが、数年ぐらいちょっと関わるようになりまして、最初は自治推進委員会という何か重たい委員会があつて、毎回どういうわけか市長が出ているという非常に緊張する委員会で、だから、心なしか公募委員というか市民委員の方も口が重たい感じがあつたのですが、この委員会は、人選もよかつたのかもしれないですが、お2人の公募委員に実にいろいろなことを発言していただいて、基本的に非常に建設的な御意見を言っていたと思います。その意味でも非常に楽しい委員会だったと思います。

これが1つの出発点になって、川崎市のコミュニティ政策がより展開するようになると

うれしいなと思っております。自分がかつて幸区鹿島田というところに住んでいて、今般またあそこに新川崎タウンカフェというものが開業して、あそこにもかかわっておりますので、これからは市民サイドからも川崎市のコミュニティの様子を見せていただきますので、ぜひ行政側も頑張っていたきたいなと思います。

ということで、それぞれ最後の一言を言っていただいたということで、これで本日の議題が終了したということにしたいと思っております。

一応、その他と書いてあるのですが、事務局から何かありますか。

○山崎課長 特にはございません。

○名和田会長 では、これで全5回の検討委員会が終了したということであります。委員の皆さん、それから事務局の皆さん、どうもありがとうございました。

○岡倉委員 最後に。新しい仕組みができれば、私、参加しますので、ぜひよろしく願います。

○名和田会長 それは心強い。

○山崎課長 ぜひよろしく願います。

ありがとうございました。それでは、今回をもちまして川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会を終了させていただきます。

では、最後にコミュニティ推進部長の石渡より御挨拶を申し上げます。

○石渡部長 皆さん、5回に渡りどうもありがとうございました。

本日、本来は局長が御挨拶差し上げるところですが、今日から議会が開会で、今、市長は多分、施政方針を述べているところだと思います。その中でコミュニティ推進、コミュニティのあり方、区民会議のあり方も含めて、来年度へ向けてやっていきますよということ話しているところだと思います。

今回、皆さんから報告書を受けて、これからは行政として、どうしていくかが大変な命題をいただいたなと思っております。来年度へ向けて、今ここにいるメンバーが、皆様のお話を受けて、皆さんの説明も含めて、来年度以降どういった計画をつくっていかうかということを実際にやっていかうかと思っております。そういう意味では、よい報告書をいただきまして、これを参考に、来年度以降、頑張っていきたいと思っております。

この会議を5回やらせていただいて、参加して、とても時間が過ぎるのが早いという感じですが。公募委員のお2人、忌憚のない御意見をいただきまして、そしてまた先生方お2人のその辺の基盤を持ったサジェスチョンをいただきながら、こうやって報告書をまとめていくことができたということは、私どもには大変ありがたい、よい委員会だったなという感想を持たせていただいております。

残念ながら、この委員会は、附属機関でこの委員会は1年限りとなっていて、条例改正をちょうど出しているところで、残念ながら今年度で終わりということになると思います。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、来年度以降、私どもがいろいろな計画をつくっていく中で、先生方とか委員さんの皆様にもまた相談等をさせていただく機会もあろうかと思っておりますので、これからもぜひ御協力、御支援をいただきたいということで、最後の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○山崎課長 以上をもって委員会を終了といたします。ありがとうございました。

午前11時37分開会